

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	精神障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、精神障害者手帳に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者手帳に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認
③システムの名称	福祉総合システムWEL+（精神障害者福祉システム） 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者手帳情報ファイル 指導記録ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 第22項 並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施しない]</div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<div>判断の根拠</div>	・ダブルチェックによる点検を実施 ・マイナンバー記載の申請書等は鍵付きキャビネットに保管	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ダブルチェックによる点検を実施 ・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の項番号 14	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 別表第一の項番号 14	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 小林和弘	障がい福祉課長 田野井秀雄	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	精神障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア	精神障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の項番号 14	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第14項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第14条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(なし)	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第10、25項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第18条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ①部署	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長	障がい福祉課長 田野井秀雄	障がい福祉課長	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係 0289-63-2176	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2取扱者 数いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	IV リスク対策	なし	新規記入	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者 数いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第10、25項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第9条、第18条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第10、25項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第9条、第18条	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和5年11月24日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	IV 8人手を介在させる作業	-	十分である ・ダブルチェックによる点検を実施 ・マイナンバー記載の申請書等は鍵付きキャビネットに保管	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月21日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である ・ダブルチェックによる点検を実施 ・マイナンバー記載の申請書等は鍵付きキャビネットに保管	事後	
令和7年6月4日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	令和7年6月4日 時点	事後	
令和7年6月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	令和7年6月4日 時点	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第14項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第14条	番号法第9条第1項、別表 第22項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第10、25項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第18条		事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	I 関連情報 1・特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	精神障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー	福祉総合システムWEL+(精神障害者福祉システム) 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 8・特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ ③システムの名称	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係 0289-63-2176	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和8年10月9日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	
令和8年10月9日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供)	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	事後	